

総務教育常任委員会資料

(平成23年8月22日)

【件名】

- 1 第二アリアンサ鳥取村入植85周年記念式典への訪問団派遣について
(教育総務課) …………… 1
- 2 鳥取西高等学校整備のあり方検討会の検討結果報告書について
(教育環境課・文化財課) …………… 2
- 3 平成22年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
について(小中学校課・高等学校課) …………… 6
- 4 鳥取県人権教育基本方針第1次改訂について(人権教育課) …………… 14
- 5 文化財の県指定について(文化財課) …………… 18

教育委員会

第二アリアンサ鳥取村入植85周年記念式典への訪問団派遣について

平成23年8月22日
交流推進課
教育総務課

ブラジル連邦共和国サンパウロ州第二アリアンサ鳥取村が入植から85周年を迎えることを記念し7月23日に同村自治会館にて開催された記念式典に、鳥取県訪問団を以下のとおり派遣した。

1 訪問者

鳥取県教育委員会事務局 教育次長 石田正紀 ほか交流推進課2名

2 期間

7月19日(火)～27日(水) 5泊9日(機内3泊)

3 主な日程

- 7月21日(木) 日本文化福祉協会訪問、大志万学園訪問、
ブラジルー鳥取交流センター視察、ブラジル鳥取県人会との意見交換
- 7月22日(金) 第二アリアンサ鳥取村訪問(日本語学校視察、意見交換等)
- 7月23日(土) 第二アリアンサ鳥取村入植85周年記念行事参加
(慰霊法要、記念式典、交歓会等)
- 7月24日(日) ブラジル鳥取県人会との意見交換
- 7月25日(月) 現地日系新聞社訪問

4 概要

(1) 入植85周年記念式典

ア 時間 9時30分～16時

イ 場所 第二アリアンサ鳥取村自治会館

ウ 概要

- ・ 日本文化福祉協会会長、ミランドポリス市長、同市議会議長等、第二アリアンサ鳥取村の関係者約500名が出席。
- ・ 石田教育次長が、85年にわたるこれまでのご苦勞に敬意を表すと共に、今後も交流を発展させて行きたい旨あいさつ。
- ・ 続けて、平井知事メッセージを代読し、伊藤議長親書を赤羽会長に手交した。
- ・ 交歓会では、日本語学校生徒による学習成果の発表や、サンパウロから来た県人会有志による、じゃんしゃん傘踊りなど郷土芸能の披露が行われ、鳥取の文化が受け継がれているという強い印象を受けた。

エ 特記事項

- ・ 第二アリアンサ鳥取村「日本語学校」への教師の派遣については大変感謝しており、是非とも継続してもらいたいとの要望あり。

(2) その他

- ブラジルー鳥取交流センターの増改築に係る意向聴取及び現地確認を実施。
- 次年度開催されるブラジル鳥取県人会創立60周年記念式典への県からの参加について要請あり。

鳥取西高等学校整備のあり方検討会の検討結果報告書について

平成23年8月22日

教育環境課・文化財課

県立鳥取西高等学校の整備に向け、その方向性を検討するため、鳥取西高等学校整備のあり方検討会を設置して、「文化財（遺構）の保存と活用」、「生徒の安全確保」、「教育環境の改善」の観点から、学識経験者、学校関係者、行政関係者等に計6回にわたって検討いただきました。

このたび、その検討結果がまとまり、平成23年8月9日（火）に道上座長から教育長に報告がありました。その概要は以下のとおりです。

1 検討結果

別添「検討結果報告書」のとおり

2 今後の取組

今後、「鳥取西高等学校整備のあり方検討会検討結果報告書」を参考として、教育委員会の方針を決定し、議会にお諮りしながら、鳥取西高等学校の整備を進めていく。

(別添)

検 討 結 果 報 告 書

鳥取県教育委員会

教育長 横 濱 純 一 様

I 鳥取西高等学校整備のあり方検討会設置までの経緯

鳥取西高等学校の整備については、校舎の老朽化が進んでいることから、将来的な史跡外への移転を検討することを前提としながらも、当面は史跡との共存を図りながら、整備を進めることとし、史跡指定地外の第2グラウンドに体育館を建設し、史跡指定地内の三ノ丸内の建物を減らす現地改築計画が進められてきました。

しかしながら、平成21年度に行った第2グラウンドの発掘調査の結果、江戸時代後期の粗蔵跡が良好な状態で発掘されたことを契機に、鳥取西高等学校の整備のあり方について、あらためて検討することが必要となりました。

このようなことから、当検討会が設置され、「文化財の保存と活用」、「生徒の安全確保」、「教育環境の改善」の観点から、鳥取西高等学校の整備の方向性を検討することを託されました。

II 鳥取西高等学校整備のあり方検討会での検討結果

鳥取西高等学校整備のあり方検討会では、平成22年8月2日の設置から計6回にわたって鋭意検討し、検討に当たっては、小田原城跡、彦根城跡、及び赤穂城跡と、それぞれの史跡内にある学校等を視察し、これらの事例も参考にしました。

整備の方向性について、生徒の安全性の確保のため耐震改修を急ぐべきとの意見が多かったものの、「安全確保のためにも、先ずこれまでの現地改築案で文化庁へ現状変更許可申請を提出し、文化庁の意見を文書で明確に要求し、耐震改修はその後にすべき」との意見もあり、この点については意見の一致が図られませんでした。下記のとおり検討結果を取りまとめましたので報告します。

記

(生徒の安全確保)

- 1 東日本大地震、ニュージーランド地震などにより尊い人命が失われた状況に鑑み、生徒の安全確保を最優先し、速やかに校舎の耐震整備を図りたいこと。

(教育環境の改善)

- 2 工事の実施に当たっては、緊急車両の通路の確保や校舎のバリアフリー化など生徒の安全確保のための施設整備に取り組まれるとともに、景観との調和にも配慮しながら、教育環境の改善に積極的に取り組まれないこと。

(文化財の保護)

- 3 工事の実施に当たっては、文化財（遺構）の保存と活用の観点から、地下遺構に影響を及ぼすおそれのある工事については、文化庁、鳥取市と十分な調整を行い、慎重に取り組みたいこと。

(文化財と学校の共存)

- 4 鳥取市が行う史跡整備と鳥取県教育委員会が行う学校整備においては双方の関係者が連携を密にし、互いに協力するとともに、文化財を活かしたまちづくりによる中心市街地の活性化に資するよう努めること。

さらに、学校運営に支障がない範囲で、学校敷地内の史跡の顕在化を図るとともに、県民が史跡に親しむ機会を提供できるよう、史跡の公開に協力されたいこと。

(史跡外への移転)

- 5 文化庁の「移転が大前提であるが、移転地の問題や生徒の安全対策は緊急の課題であることから選択肢として耐震改修もあり得る。」との意見を踏まえて検討した結果、移転について異なる二つの意見があったことから、今後、文化庁との協議に当たってはこれらの意見を参考にされたいこと。

<意見>

- ア 本来早急に史跡外へ移転すべきだが、現在、移転先がない状況では、現校舎の耐震化は必要である。しかし、鳥取県教育委員会の責任で、移転先確保の検討など移転に向けた具体的な取り組みを進めるべきである。
- イ 現校舎を耐震化すれば、次期校舎整備は耐用年数が経過した後となることから、具体的な移転については将来の検討に委ねるべきである。

平成23年8月9日

鳥取西高等学校整備のあり方検討会

座長 道上正規

(参 考)

委員名簿

▼学識経験者

- いけもと ちもよ
池本 百代【鳥取女性中央会幹事、まちづくりレディース鳥取会長】
- おかだ しようめい
岡田 昭明【鳥取大学名誉教授、県文化財保護審議会会長】
- さかま とおる
坂出 徹【鳥取商工会議所専務理事】
- とうひぐち まちる
東樋口 護【鳥取環境大学副学長】
- にしこおり つとむ
錦織 勤【鳥取大学教授、県文化保護審議会部会長】
- はまだ ゆきこ
濱田由紀子【鳥取県弁護士会副会長】
- みちうえ まさのり
道上 正規【(財)とっとり地域連携・総合研究センター理事長】(座長)

▼学校関係者

- あおき せつや
青木 節也【鳥取西高等学校校長】
- いけうち かつひこ
池内 勝彦【鳥取西高等学校PTA会長、同窓会副会長】
- まつした えいいちろう
松下栄一郎【鳥取西高等学校同窓会副会長】

▼鳥取市

- かごはら しんいち
楮原 伸一【鳥取市教育委員会事務局次長】(平成23年3月31日まで)
- えもと かつや
江本 克也【鳥取市教育委員会事務局次長】(平成23年4月1日から)

開催状況

区 分	日 程	議 題 (検 討 内 容)
第1回	平成22年8月2日(月)	・鳥取西高等学校整備のあり方検討会の設置について ・鳥取西高等学校の現状 ・これまで進めようとしていた改築計画の概要
第2回	平成22年9月9日(木)	・文化庁との協議の経緯などについて ・鳥取市史跡整備計画の概要について ・今後の方向性について
第3回	平成22年11月9日(火)	・過去の移転の検討状況等について ・今後の方向性について
県外視察	平成23年1月14日(金)	・学校法人新学園旭丘高等学校 ・神奈川県立小田原高等学校 ・国史跡小田原城跡
	平成23年1月20日(木) ~21日(金)	・滋賀県立彦根東高等学校 ・国特別史跡彦根城跡 ・兵庫県立赤穂高等学校 ・国史跡赤穂城跡
第4回	平成23年4月25日(月)	・県外視察結果の概要等について ・今後の方向性について
第5回	平成23年5月23日(月)	・整備の方向性について
第6回	平成23年7月25日(月)	・検討結果報告書(案)について

平成22年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 について

平成23年8月22日

小中学校課、高等学校課

1 鳥取県の調査結果の概要

(1) 小・中・高校（公立のみ）の暴力行為の発生件数

○前年度に比べて小学校は横ばい、中学校は減少、高校は増加

概 要

<小学校>

・発生件数は、13件で、前年度（13件）と同数。

<中学校>

・発生件数は、115件で、前年度（123件）より減少。

<高 校>

・発生件数は、68件で、前年度（61件）より増加。

○小・中・高の児童生徒1,000人当たりの発生件数は3.1件で、全国（4.6件）を下回る。

【鳥取県の暴力行為の発生件数の推移】

暴力行為	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	前年比増減	
鳥取県	小	4	3	4	13	4	13	6	3	13	13	0
	中	174	118	151	142	97	76	65	90	123	115	-8
	高	58	40	33	63	38	61	50	59	61	68	7
	計	236	161	188	218	139	150	121	152	197	196	-1
	発生件数/千人	3.1	2.2	2.6	3.1	2.0	2.2	1.9	2.3	3.1	3.1	0
全国 公立のみ	▶小	1,630	1,393	1,777	2,100	2,176	3,755	5,095	6,367	7,043	6,817	-226
	中	29,388	26,295	27,414	25,984	25,796	29,476	35,649	41,509	42,578	41,057	-1,521
	高	7,213	6,077	6,201	5,938	6,046	6,715	7,290	7,453	7,106	6,993	-143
	計	38,231	33,765	35,392	34,022	34,018	39,946	48,034	55,329	56,727	54,837	-1,890
	発生件数/千人	2.8	2.5	2.7	2.6	2.6	3.1	3.7	4.2	4.3	4.6	0.3

(2) 小・中・高校（公立のみ）のいじめの認知件数

○前年度に比べて小学校は微増、中学校は増加、高校は減少

概 要

<小学校>

・認知件数は、13件で、前年度（11件）より微増。

<中学校>

・認知件数は、35件で、前年度（25件）より10件増加。

<高 校>

・認知件数は、5件で、前年度（7件）より減少。

○小・中・高の児童生徒1,000人当たりの認知件数は1.0件で、全国（5.6件）を大きく下回る。

【鳥取県のいじめの認知件数の推移】

いじめ		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	前年比増減
鳥取県	小	5	7	13	10	4	35	31	19	11	13	2
	中	52	30	57	35	30	74	35	38	25	35	10
	高	6	3	20	12	6	17	26	5	7	5	-2
	特	0	0	0	0	0	0	3	2	10	2	-8
	計	63	40	90	57	40	126	95	64	53	55	2
	発生件数/千人	0.8	0.5	1.3	0.8	0.6	1.9	1.9	1.0	1.2	1.0	0
全国 公立のみ	小	6,206	5,659	6,051	5,551	5,087	60,380	48,526	40,545	34,494	35,603	1109
	中	16,835	14,562	15,159	13,915	12,794	49,443	42,122	35,757	31,162	31,424	262
	高	2,119	1,906	2,070	2,121	2,191	9,166	6,388	5,043	4,307	5,127	820
	特	77	78	71	84	71	371	334	307	256	342	86
	計	25,037	22,205	23,351	21,671	20,143	119,360	97,370	81,652	70,219	72,496	2277
	発生件数/千人	1.8	1.6	1.7	1.6	1.5	8.7	7.1	6.0	5.1	5.6	0.5

(3) 小・中学校（国立、私立含む）の不登校

- 小学校の不登校児童数は3年連続減少、出現率は全国をやや上回った。中学校の不登校生徒数は2年連続増加、出現率は全国を上回った
- 一方で、不登校児童生徒の復帰率（※）は、小・中学校ともに全国を大きく上回り、半数近くの児童生徒が復帰

※不登校となった児童生徒のうち、指導により登校するようになった児童生徒の割合

概 要

<小学校>

- ・不登校児童数は109人で、前年度（117人）に比べて減少（△8人）
- ・不登校児童の割合は0.33%で全国（0.32%）をやや上回った。

<中学校>

- ・不登校生徒数は526人で、前年度（490人）に比べて増加（+36人）
- ・不登校生徒の割合は3.14%で全国（2.74%）を上回った。

【復 帰 率】

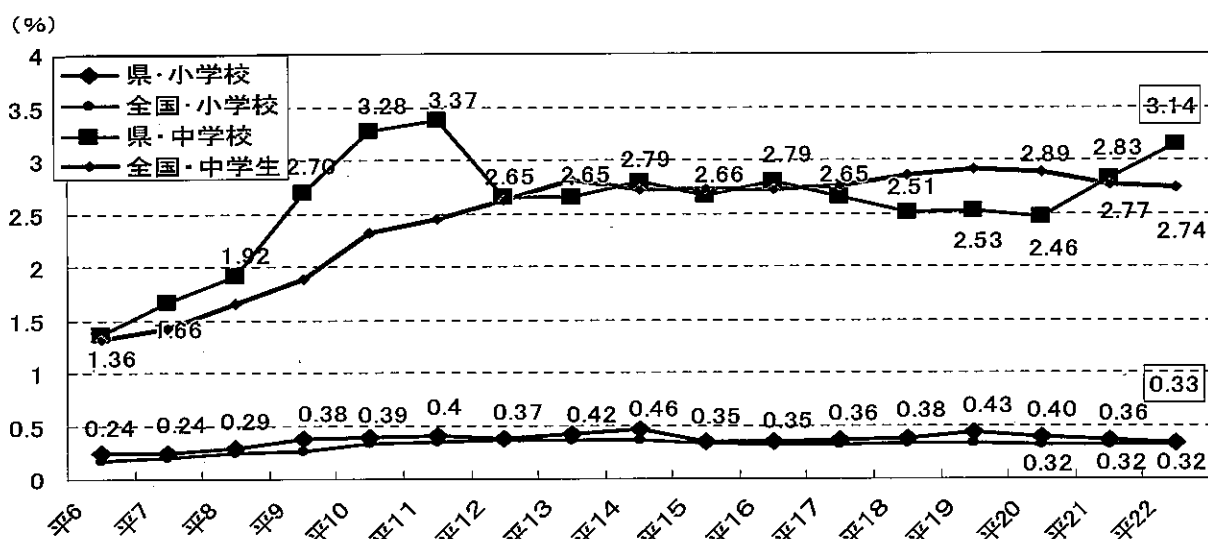
<小学校>

- ・42.2%で全国（32.5%）を大きく上回った。

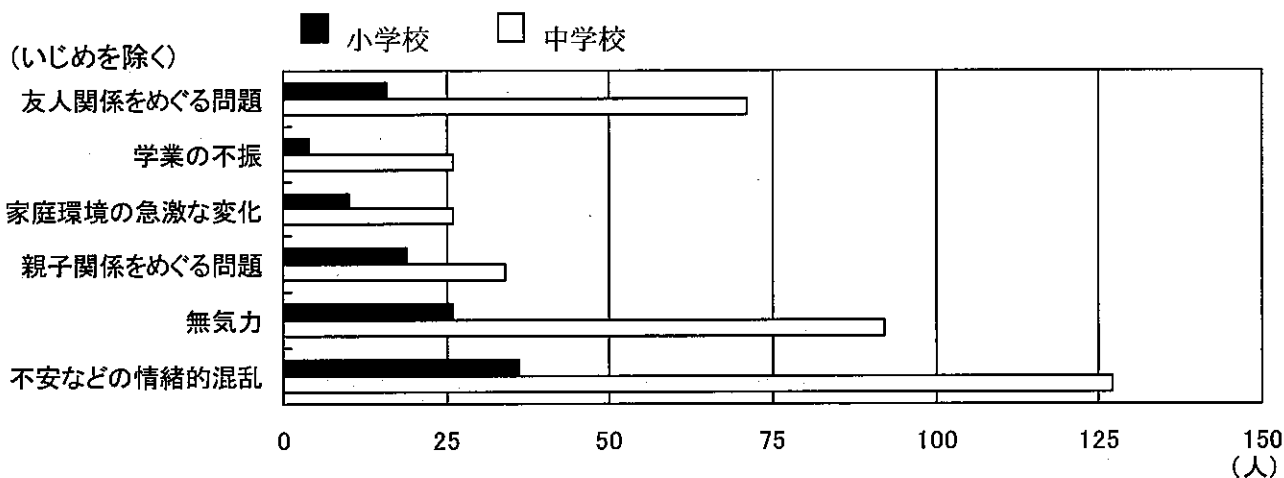
<中学校>

- ・44.7%で全国（30.8%）を大きく上回った。

【不登校児童生徒の割合の推移】



【不登校のきっかけについて (主なものを抜粋)】



【分析】

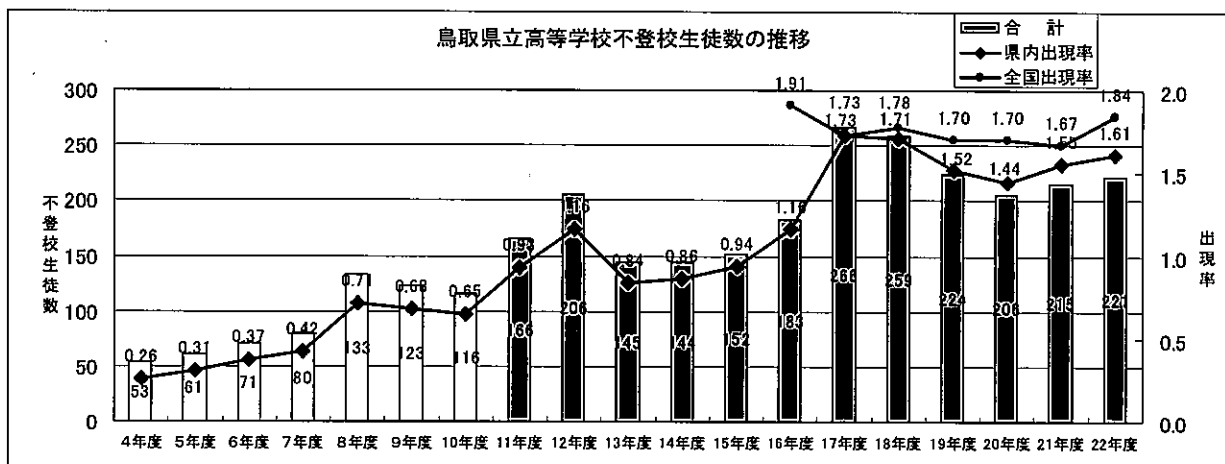
- 不登校のきっかけとして、小学校、中学校ともに「(いじめを除く)友人関係をめぐる問題」、「親子関係をめぐる問題」及び「無気力」、「不安などの情緒的混乱」という本人に関わる問題が多い。
- H19、H20に小学校の高学年が多かった学年が、H21、H22の中学校の増加につながっている。
- 中学2年での不登校生徒は204名(3学年中最大)で、ここ数年、中1から中2に進級する際に60名以上増加している。さらに、中学3年で新たに不登校になった生徒が71名で、全体の数を押し上げる要因となっている。

(4) 県立高等学校の不登校

○不登校生徒数・出現率とも2年連続で増加、出現率は全国を下回る

概要

- ・不登校生徒数は、221人で、前年比6人の増加
- ・生徒100人あたりの不登校生徒の割合は、1.61%で、前年比0.06ポイントの上昇。
- ・全国の公立高校における不登校生徒の割合は1.84%。

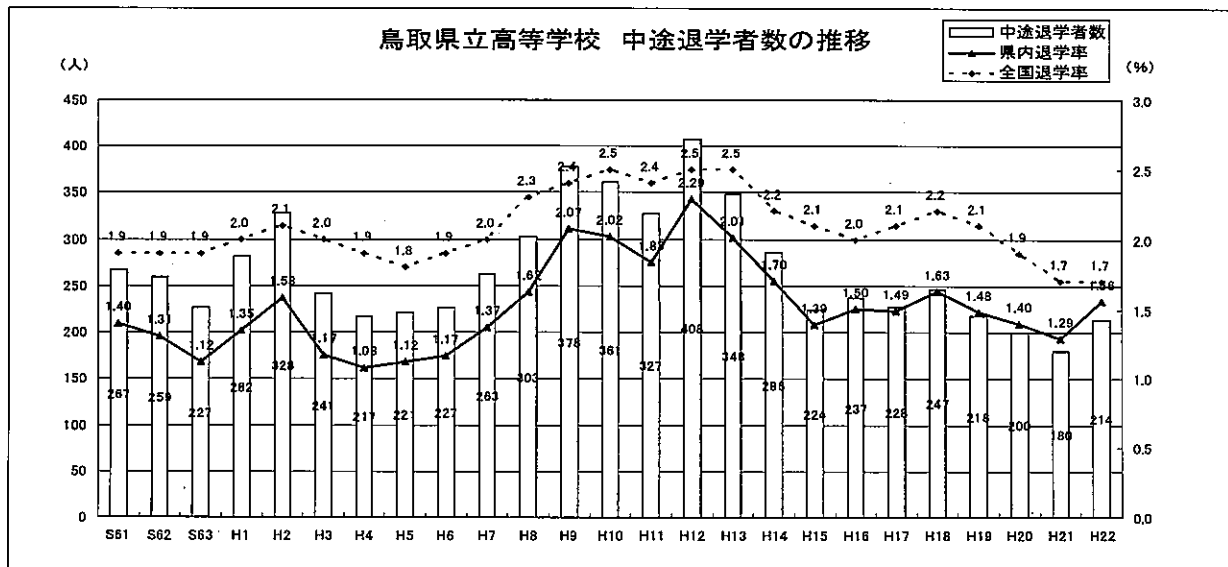


(5) 県立高等学校の中途退学

○中途退学者数は、平成21年度まで3年連続の減少から増加、出現率は全国を下回る

概要

- ・中途退学者数は、214人で、前年比34人の増加。
- ・生徒100人あたりの退学者の割合は、1.56%で前年比0.27ポイントの上昇。
- ・全国の公立高校における退学者の割合は1.7%。



問題行動(暴力行為・いじめ)等の状況に関する集計結果

小中学校課
高等学校課
特別支援教育課

1 暴力行為

(1) 鳥取県の暴力行為の発生件数の推移

※H18年度より全国の発生件数/千人は国立、私立を含む値

(件)

暴力行為		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	前年比増減
鳥取県	小	4	3	4	13	4	13	6	3	13	13	0
	中	174	118	151	142	97	76	65	90	123	115	-8
	高	58	40	33	63	38	61	50	59	61	68	7
	計	236	161	188	218	139	150	121	152	197	196	-1
発生件数/千人		3.1	2.2	2.6	3.1	2.0	2.2	1.9	2.3	3.1	3.1	0
全国 公立のみ	小	1,630	1,393	1,777	2,100	2,176	3,755	5,095	6,367	7,043	6,817	-226
	中	29,388	26,295	27,414	25,984	25,796	29,476	35,649	41,509	42,578	41,057	-1521
	高	7,213	6,077	6,201	5,938	6,046	6,715	7,290	7,453	7,106	6,963	-143
	計	38,231	33,765	35,392	34,022	34,018	39,946	48,034	55,329	56,727	54,837	-1890
発生件数/千人		2.8	2.5	2.7	2.6	2.6	3.1	3.7	4.2	4.3	4.6	0.3

(2) 暴力行為の区分

(件)

区分		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	前年比増減
対教師暴力	小	2	0	0	4	0	3	0	0	2	1	-1
	中	32	21	20	29	23	15	5	13	11	26	15
	高	6	2	2	8	5	6	5	4	8	3	-5
	計	40	23	22	41	28	24	10	17	21	30	9
生徒間暴力	小	2	2	1	5	3	2	1	3	4	10	6
	中	73	53	56	77	55	45	37	41	78	65	-13
	高	23	28	17	21	22	41	28	33	26	40	14
	計	98	83	74	103	80	88	66	77	108	115	7
対人暴力	小	0	0	0	0	1	2	1	0	1	1	0
	中	13	4	8	7	4	8	4	4	13	8	-5
	高	2	1	3	6	0	1	1	0	3	3	0
	計	15	5	11	13	5	11	6	4	17	12	-5
器物損壊	小	0	1	3	4	0	6	4	0	6	1	-5
	中	56	40	67	29	15	13	19	32	21	16	-5
	高	27	9	11	28	11	13	16	22	24	22	-2
	計	83	50	81	61	26	32	39	54	51	39	-12

(注) ・対教師暴力(教師の胸ぐらをつかむ、ケガをさせるなどの行為)
 ・生徒間暴力(生徒同士がけんかし一方がケガを負う、一方的に暴行を加えるなどの行為)
 ・対人暴力(通りかかった他校の生徒や通行人等面識のない相手に暴行を加えたなどの行為)
 ・器物損壊(修繕を要する落書き、施設の破損などの行為)

2 いじめ

(1) 鳥取県のいじめの認知件数の推移

※H18年度より全国の発生件数/千人は国立、私立を含む値

(件)

いじめ		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	前年比増減
鳥取県	小	5	7	13	10	4	35	31	19	11	13	2
	中	52	30	57	35	30	74	35	38	25	35	10
	高	6	3	20	12	6	17	26	5	7	5	-2
	特	0	0	0	0	0	0	3	2	10	2	-8
計		63	40	90	57	40	126	95	64	53	55	2
発生件数/千人		0.8	0.5	1.3	0.8	0.6	1.8	1.8	1.0	1.2	1.0	0
全国 公立のみ	小	6,206	5,659	6,051	5,551	5,087	60,380	48,526	40,545	34,494	35,603	1109
	中	16,635	14,562	15,159	13,915	12,794	49,443	42,122	35,757	31,162	31,424	262
	高	2,119	1,906	2,070	2,121	2,191	9,166	6,388	5,043	4,307	5,127	820
	特	77	78	71	84	71	371	334	307	256	342	86
計		25,037	22,205	23,351	21,671	20,143	119,360	97,370	81,652	70,219	72,496	2277
発生件数/千人		1.8	1.6	1.7	1.6	1.5	8.7	7.1	6.0	5.1	5.6	0.5

(注) H17年度までは発生件数、H18以降は認知件数

(2) いじめの態様

(件)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句等	11	23	5	2	41
仲間はずれ、集団による無視	2	4	1	0	7
軽く叩かれたり、蹴られたりする	4	12	0	0	16
ひどく叩かれたり、蹴られたりする	1	2	0	0	3
金品をたかられる	0	0	1	0	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	1	4	1	0	6
いやなこと集ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする	0	6	0	0	6
パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされる	0	2	1	0	3
その他	1	1	0	0	2
計	20	54	9	2	85

(注) 複数回答可

(3) いじめの解消状況

(件)

	いじめが解消しているもの	一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組中	他校への転学、退学等	計
小	8	3	1	1	13
中	30	4	1	0	35
高	2	2	0	1	5
特	2	0	0	0	2
計	42	9	2	2	55

不登校児童生徒数の推移(H6~H22)

(1) 鳥取県の不登校児童生徒数の推移

小中学校課

(人)

	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
小学校	111	107	125	157	159	160	143	160	170	127	122	124	128	146	132	117	109
中学校	339	408	470	641	784	779	590	572	575	535	542	502	459	458	432	490	526

〈参考:全国の不登校児童・生徒総数〉

	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
小学校	15786	16569	19498	20765	26017	26047	26373	26511	25869	24077	23318	22709	23825	23927	22652	22327	21675
中学校	61663	65022	74853	84701	101675	104180	107913	112211	105383	102149	100040	99578	103069	105328	104153	100105	100105

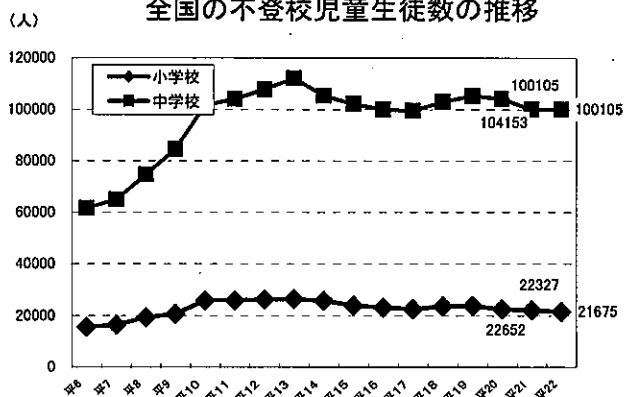
(2) 不登校児童生徒の占める割合の推移(100人あたり)

(%)

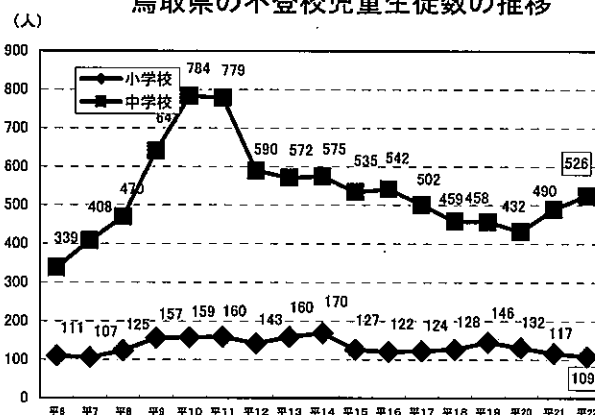
小学校	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
鳥取県	0.24	0.24	0.29	0.38	0.39	0.40	0.37	0.42	0.46	0.35	0.35	0.36	0.38	0.43	0.40	0.36	0.33
全国	0.18	0.20	0.24	0.26	0.34	0.35	0.36	0.36	0.36	0.33	0.32	0.32	0.33	0.34	0.32	0.32	0.32

中学校	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
鳥取県	1.36	1.66	1.92	2.70	3.28	3.37	2.65	2.65	2.79	2.66	2.79	2.65	2.51	2.53	2.46	2.83	3.14
全国	1.32	1.42	1.65	1.89	2.32	2.45	2.63	2.81	2.73	2.73	2.73	2.75	2.86	2.91	2.89	2.77	2.74

全国の不登校児童生徒数の推移



鳥取県の不登校児童生徒数の推移



平成22年度不登校児童生徒数及び前年度から不登校の状態が継続している児童生徒数

区分	不登校児童生徒数																		計		
	学年別内訳																				
	1年			2年			3年			4年			5年			6年			男	女	計
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
小学校	2	2	4	3	1	4	9	7	16	10	5	15	13	17	30	20	20	40	57	52	109
※	-	-	-	0	0	0	5	1	6	2	2	4	9	4	13	13	14	27	29	21	50
中学校	66	51	117	115	89	204	107	82	189	-	-	-	-	-	-	-	-	-	288	222	510
※	21	11	32	68	50	118	72	46	118	-	-	-	-	-	-	-	-	-	161	107	268
合計	68	53	121	118	90	208	116	89	205	10	5	15	13	17	30	20	20	40	345	274	619
※の合計	21	11	32	68	50	118	77	47	124	2	4	4	9	4	13	13	14	27	190	128	318

※は前年度から不登校の状態が継続している人数

鳥取県立高等学校の不登校生徒数の推移

高等学校課

		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
在籍生徒数		15,167		14,732		14,330		13,904		13,713	
学年別	1年	122	2.33	98	2.00	81	1.68	136	2.86	140	2.96
	2年	99	1.98	80	1.61	83	1.77	50	1.09	52	1.15
	3年	38	0.77	46	0.95	42	0.87	29	0.64	29	0.65
	4年	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計		259	1.71	224	1.52	206	1.44	215	1.55	221	1.61
男女別	男	109	1.42	89	1.19	100	1.38	108	1.55	110	1.61
	女	150	2.00	135	1.86	106	1.50	107	1.54	111	1.61
課程別	全日制	190	1.30	156	1.10	136	0.98	102	0.76	92	0.70
	定時制	69	12.52	68	12.30	70	13.54	113	22.11	129	25.20
全日制課程別	普通科	79	1.06	72	0.98	54	0.74	43	0.60	31	0.43
	専門学科	88	1.48	44	0.78	51	0.94	28	0.55	33	0.64
	総合学科	23	1.91	40	3.44	31	2.79	31	2.86	28	2.59
退学者数		73		77		72		64		72	
不登校生徒に対する割合(%)		28.2		34.4		35.0		29.8		32.6	
全国の不登校率(公立高等学校)		1.78		1.70		1.70		1.67		1.84	

不登校のきっかけ		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
学校生活に起因	いじめ	3	1.1	3	1.3	0	0.0	0	0.0	2	0.9
	いじめを除く友人関係をめぐり問題	43	16.0	29	12.9	31	14.6	22	10.4	19	9.0
	教職員との関係をめぐり問題	3	1.1	1	0.4	1	0.5	0	0.0	2	0.9
	学業の不振	6	2.2	13	5.8	9	4.2	7	3.2	8	3.4
	進路にかかる不安	6	2.2	13	5.8	8	3.8	9	4.1	3	1.3
	クラブ活動、部活動等への不適応	5	1.9	7	3.1	4	1.9	4	1.8	4	1.7
	学校のきまり等をめぐり問題	6	2.2	7	3.1	19	9.0	7	3.2	5	2.2
	入学、転編入学、進級時の不適応	17	6.3	9	4.0	12	5.7	13	6.0	13	5.6
	小計	86	32.1	79	35.1	84	39.6	62	28.4	56	24.1
家庭生活に起因	家庭の生活環境の急激な変化	8	3.0	5	2.2	3	1.4	7	3.2	7	3.0
	親子関係をめぐり問題	16	6.0	8	3.6	12	5.7	9	4.1	5	2.2
	家庭内の不和	6	2.2	2	0.9	3	1.4	2	0.9	2	0.9
	小計	30	11.2	15	6.7	18	8.5	18	8.3	14	6.0
本人の問題に起因	病気による欠席	21	7.8	7	3.1	10	4.7	11	5.0	12	5.2
	あそび・非行									19	8.2
	無気力									42	18.1
	不安など情緒的混乱									32	13.8
	意図的な拒否									13	5.6
	その他本人に関わる問題	99	36.9	70	31.1	53	25.0	81	37.2	6	2.6
	小計	120	44.8	77	34.2	63	29.7	92	42.2	124	53.4
その他	3	1.1	10	4.4	5	2.4	1	0.5	2	0.9	
不明	29	10.8	44	19.6	42	19.8	45	20.6	36	15.5	
合計	268	100	225	100	212	100	218	100	232	100	

(注1) 18年度以降、不登校生徒1人につき、主たるきっかけの考えられるものをすべて選択。

(注2) %は不登校のきっかけにおける構成比率を表す。

鳥取県立高等学校の中途退学者数の推移

高等学校課

		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
学年別	1年	146	59.1%	110	50.5%	82	41.0%	92	51.1%	134	62.6%	
	2年	63	25.5%	69	31.7%	75	37.5%	62	34.4%	52	24.3%	
	3年	38	15.4%	39	17.9%	43	21.5%	26	14.4%	28	13.1%	
	4年	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
合計		247		218		200		180		214		
男女	男	136	55.1%	113	51.8%	119	59.5%	99	55.0%	119	55.6%	
	女	111	44.9%	105	48.2%	81	40.5%	81	45.0%	95	44.4%	
全定	全日制	185	74.9%	160	73.4%	151	75.5%	136	75.6%	153	71.5%	
	定時制	62	25.1%	58	26.6%	49	24.5%	44	24.4%	61	28.5%	
全学科別	普通科	38	20.5%	48	30.0%	48	31.8%	32	23.5%	42	27.5%	
	専門学科	123	66.5%	79	49.4%	74	49.0%	69	50.7%	79	51.6%	
	総合学科	24	13.0%	33	20.6%	29	19.2%	35	25.7%	32	20.9%	
退学の主な理由	学業不振	5	2.0%	2	0.9%	4	2.0%	0	0.0%	13	6.1%	
	学校生活・学業不適応		98	39.7%	75	34.4%	81	40.5%	59	32.8%	92	43.0%
		高校生活に熱意がない	39	15.8%	22	10.1%	11	5.5%	12	6.7%	27	12.6%
		授業に興味がない	9	3.6%	14	6.4%	23	11.5%	23	12.8%	34	15.9%
		人間関係がうまく保てない	23	9.3%	20	9.2%	15	7.5%	13	7.2%	23	10.7%
		学校の雰囲気があわない	7	2.8%	11	5.0%	20	10.0%	9	5.0%	5	2.3%
		その他	20	8.1%	8	3.7%	12	6.0%	2	1.1%	3	1.4%
	進路変更		99	40.1%	110	50.5%	85	42.5%	85	47.2%	63	29.4%
		別の高校	15	6.1%	20	9.2%	22	11.0%	11	6.1%	13	6.1%
		専修学校等	11	4.5%	8	3.7%	6	3.0%	5	2.8%	3	1.4%
		就職希望	42	17.0%	68	31.2%	38	19.0%	55	30.6%	21	9.8%
		認定試験希望	12	4.9%	7	3.2%	16	8.0%	7	3.9%	14	6.5%
		その他	19	7.7%	7	3.2%	3	1.5%	7	3.9%	12	5.6%
	病気・けが・死亡	5	2.0%	3	1.4%	8	4.0%	13	7.2%	10	4.7%	
	経済的理由	5	2.0%	3	1.4%	1	0.5%	1	0.6%	3	1.4%	
	家庭の事情	9	3.6%	6	2.8%	2	1.0%	3	1.7%	5	2.3%	
	問題行動等	23	9.3%	18	8.3%	14	7.0%	13	7.2%	21	9.8%	
	その他	3	1.2%	1	0.5%	5	2.5%	6	3.3%	7	3.3%	
	本県退学率 (%)		1.63		1.48		1.40		1.29		1.56	
全国退学率 (%) (公立高校)		2.2		2.1		1.9		1.7		1.7		

鳥取県人権教育基本方針第1次改訂について

平成23年8月22日
人権教育課

「鳥取県人権施策基本方針」の第2次改訂（平成22年11月）に基づき、学校教育及び社会教育を通して人権教育の一層の推進を図るため、「鳥取県人権教育基本方針」の第1次改訂の検討を行っており、現時点での概要を報告します。

1 人権教育基本方針について

(1) 概要

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的な推進を図るため、「鳥取県人権施策基本方針」が策定されている。県教育委員会では、この基本方針に基づき、人権教育の総合的な推進を図るため、「鳥取県人権教育基本方針」を定めている。

(2) 経緯

平成8年7月	鳥取県人権尊重の社会づくり条例制定
平成9年4月	鳥取県人権施策基本方針策定
平成16年3月	鳥取県人権施策基本方針第1次改訂 ↳ <u>平成16年11月 鳥取県人権教育基本方針策定</u>
平成22年11月	鳥取県人権施策基本方針第2次改訂 ↳ <u>平成23年 鳥取県人権教育基本方針第1次改訂</u> （作業中）

2 改訂作業の経過

- ・「鳥取県人権施策基本方針」の第2次改訂を受け、平成23年1月に「鳥取県人権教育基本方針」を改訂するための編集委員会（学識経験者等で組織）を設置し、改訂素案を作成した。（平成23年1月～6月 編集委員会で改訂素案の検討）
- ・今後、パブリックコメントの実施や関係団体との意見交換等を経て決定し、公表する予定である。

3 改訂に当たっての基本的な考え方

①人権教育の基本的考え方の継承

- ・現行の基本方針に掲げた人権教育に関する基本的な考え方を継承する。

②鳥取県人権施策基本方針に沿った人権分野への対応

- ・鳥取県人権施策基本方針（第2次改訂）に新たに明示された人権問題について、教育を進めていく上での考え方を明示する。

* 新たに「鳥取県人権施策基本方針」（第2次改訂）に明示された人権問題

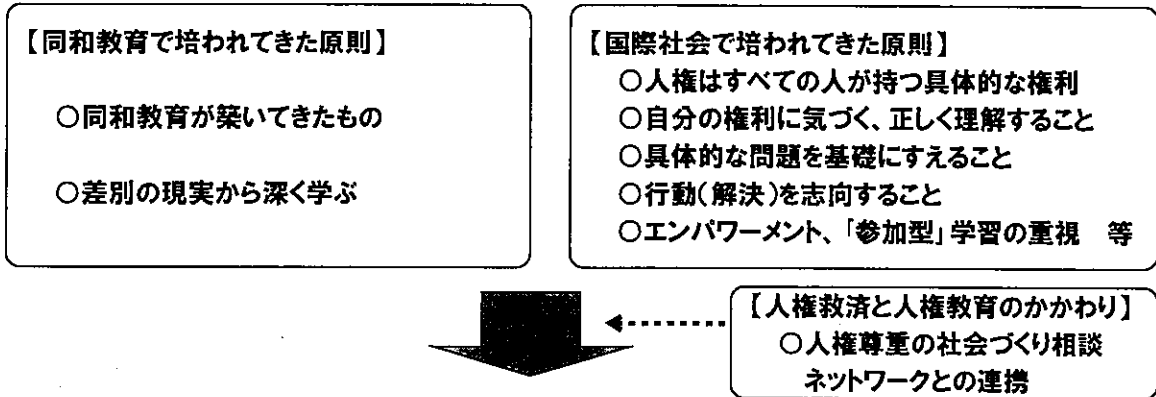
- | | | |
|-----------------|----------------|-----------|
| ・刑を終えて出所した人 | ・犯罪被害者等 | ・性的マイノリティ |
| ・非正規雇用等による生活困難者 | ・インターネットにおける人権 | |

③人権教育の指導方法に関する国の視点を反映

- ・平成16年度から20年度にかけて、国（文部科学省）が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」の視点を反映させる。

人権教育基本方針－第1次改訂－構成図

第1章 人権教育をめぐる動き



第2章 鳥取県がめざす人権教育

○豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成

人権教育の推進

第3章 人権教育の推進者の育成

○あらゆる場を通じた人権教育の推進
○推進者の育成(学校、家庭、地域、職場)

第4章 人権教育における評価

○人権教育における評価の在り方
(推進体制、実践内容等)

様々な人権問題への取組

第5章 各人権問題に関わる教育の推進指針 …………… 各人権問題ごとの要旨(別紙2)

第1節 同和教育	第8節 ⑧ 刑を終えて出所した人の人権に関する教育
第2節 男女共同参画に関する教育	第9節 ⑨ 犯罪被害者等の人権に関する教育
第3節 障がいのある人の人権に関する教育	第10節 ⑩ 性的マイノリティの人権に関する教育
第4節 子どもの人権に関する教育	第11節 ⑪ 非正規雇用等による生活困難者の人権に関する教育
第5節 高齢者の人権に関する教育	第12節 プライバシーの権利に関する教育
第6節 外国人の人権に関する教育	第13節 ⑬ インターネットにおける人権に関する教育
第7節 病気にかかわる人の人権に関する教育	* 各人権問題の項立ては「人権施策基本方針」 (第2次改訂)と同様

<p>第1節 同和教育</p>	<p>①基本的に現行基本方針の考え方を継承（同和教育の歴史的役割を肯定評価） ②課題として、結婚、就職、戸籍等の不正取得、インターネット上での誹謗中傷等を例示 ③人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めるという視点をより重視しながら、自己実現を果たすことをめざす教育を推進</p>
<p>第2節 男女共同参画に関する教育</p>	<p>①「施策」が、節の名称を「女性の人権」から「男女共同参画」に変更したのに対応（内容も更新） *「施策」：鳥取県人権施策基本方針(第2次改訂)のこと、以下同様である。 ②課題として、DV、セクシュアル・ハラスメント、雇用、固定的性別役割分担意識等を例示 ③男女共生教育を通じて、社会的な性にかかわる問題について、社会全体の課題であるという認識を深め、課題解決を志向する教育を推進</p>
<p>第3節 障がいのある人の人権に関する教育</p>	<p>①「施策」が、節の名称を「障がい者」から「障がいのある人」に変更したのに対応（内容も更新） ②課題として、物理的障壁、文化・情報面の障壁、雇用等を例示 ③特別支援教育を推進するとともに、障がいのある人の問題は、社会全体の課題であるという認識を深め、課題解決を志向する教育を推進</p>
<p>第4節 子どもの人権に関する教育</p>	<p>①基本的に現行基本方針の考え方を継承 ②課題として、いじめ、暴力行為、体罰、不登校、児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等を例示 ③権利の主体として、自他の人権を守るための実践行動につなげられるよう、育成すべき資質・能力を明確にした教育を推進</p>
<p>第5節 高齢者の人権に関する教育</p>	<p>①「施策」の改訂にあわせた内容に更新 ②課題として、要介護者・認知症患者の増加、社会的孤立、高齢者虐待を例示 ③高齢者のための国連原則（自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）を踏まえた教育を推進</p>
<p>第6節 外国人の人権に関する教育</p>	<p>①「施策」の改訂にあわせた内容に更新 ②課題として、本名を名のりにくい状況、日本語の習得と母国語の保持との間での葛藤、入居・入店拒否、就労の障害等を例示 ③一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導・情報提供を実施するとともに、多様性を尊重する態度を育てる国際理解教育を推進</p>
<p>第7節 病気にかかわる人の人権に関する教育</p>	<p>①「施策」の改訂にあわせた内容に更新 ②課題として、病気に対する無理解、ハンセン病・HIVへの偏見・差別、難病への理解不足等を例示 ③病気にかかっている児童生徒への適切な支援を実施するとともに、病気に係る社会的問題への理解を深める教育を推進</p>

<p>第8節 新 刑を終えて出所した人の人権に関する教育</p>	<p>①「施策」の改訂にあわせて新設 ②課題として、根強い差別・偏見の存在、就職・住居の確保が困難等を例示 ③学習する際の留意事項として、個人情報の適切な取り扱い、当事者に関わる児童生徒への配慮と適切な支援を記述</p>
<p>第9節 新 犯罪被害者等の人権に関する教育</p>	<p>①「施策」の改訂にあわせて新設 ②課題として、マスメディアの報道の在り方、犯罪被害者の物的・心的負担等を例示 ③学習する際の留意事項として、刑事手続やマスメディアの在り方に関わる学習の中への適切な位置づけ、当事者に関わる児童生徒への配慮と適切な支援を記述</p>
<p>第10節 新 性的マイノリティの人権に関する教育</p>	<p>①「施策」の改訂にあわせて新設 ②課題として、性同一性障がい、性自認、性的指向への偏見・差別を例示 ③学習する際の留意事項として、児童生徒の発達段階を踏まえた適正な性教育への適切な位置づけ、関係医療機関との連携に基づく適切な支援を記述</p>
<p>第11節 新 非正規雇用等による生活困難者の人権に関する教育</p>	<p>①「施策」の改訂にあわせて新設 ②課題として、非正規労働者の離職、ワーキングプアの増加、生活保護申請の増加を例示 ③学習する際の留意事項として、社会における企業の役割と責任、社会保障等における国・地方公共団体の役割に関わる学習の中への適切な位置づけ、当事者に関わる児童生徒への配慮と適切な支援を記述</p>
<p>第12節 プライバシーの権利に関する教育</p>	<p>①「施策」の改訂にあわせた内容に更新 ②課題として、私生活に対する侵入、私的事項を勝手に公開する行為等を例示 ③個人情報の適正な取り扱いを実施するとともに、プライバシーの権利に関する教育を推進</p>
<p>第13節 新 インターネットにおける人権に関する教育</p>	<p>①「施策」の改訂にあわせて新設 ②課題として、差別や差別助長行為、プライバシーの権利の侵害、名誉毀損やいじめ、児童ポルノの流出等を例示 ③児童生徒の実態把握に努め、適切な指導を実施するとともに、メディアリテラシー、情報モラルに係る教育を推進</p>

文化財の県指定について

平成23年8月22日
文化財課

鳥取県文化財保護審議会において、下記の文化財を鳥取県保護文化財及び鳥取県史跡に指定し、鳥取県の記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財の選択するよう答申があり、平成23年8月16日（火）に開催された8月定例教育委員会において鳥取県保護文化財及び鳥取県史跡に指定し、鳥取県の記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財の選択することが決定されました。

記

【指定】鳥取県保護文化財

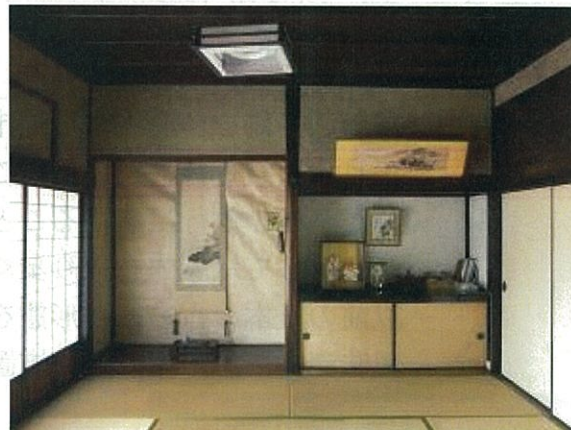
名 称	員 数	所在地
<small>みなみかどわきけじゅうたく</small> 南門脇家住宅		大山町
主屋	1棟	
奥座敷	1棟	
裏座敷	1棟	
茶室	1棟	
夜具蔵	1棟	
新蔵	1棟	
米蔵	1棟	
味噌蔵	1棟	
所帯蔵	1棟	
北座敷	1棟	
門長屋	1棟	
庭門	1棟	
附 大工小屋	1棟	
北納屋	1棟	
南塀	1棟	
西塀	1棟	
隅納屋	1棟	
家相図（江戸後期、安政7年、明治39年）	3枚	
普請帳（明治36年）	1冊	
土地（中門、中塀、井戸、洗い場、石橋含む）	2, 100㎡	

＜選定理由＞ 南門脇家住宅は、当地方における江戸時代後期の上層農家の住宅形式をよく伝える主屋に加え、明治末期と大正期に増築された奥座敷・裏座敷の意匠が各時代の好みをよく示しており、当家に伝わる家相図、普請帳とあわせて、

歴史的価値が高い。また江戸後期の主屋を中心に明治から大正にかけて整えられた屋敷構えも良好に保存され、本門脇家住宅、東門脇家住宅とともに、所子集落の景観上において重要な役割を果たしている。



南門脇家住宅主屋

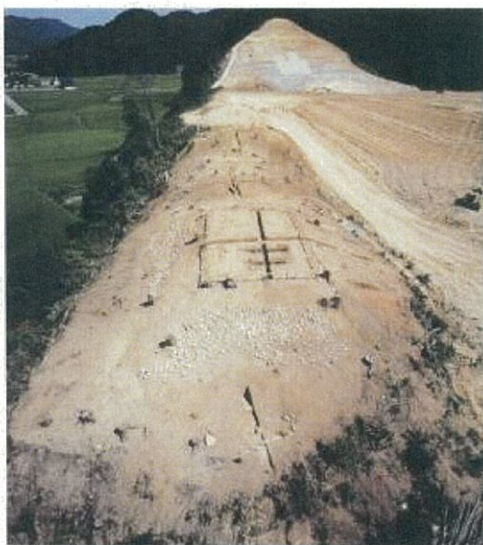


南門脇家住宅主屋内部

【指定】鳥取県史跡

名称	所在地
にいみしまだにぶんきゅうぼ 新井三嶋谷墳丘墓	岩美町

〈選定理由〉 新井三嶋谷1号墳丘墓は、弥生時代後期初頭に築かれた墳丘墓としては国内でも最大級の規模を誇る。弥生時代墳丘墓として特徴的な要素が良好な状態で保存されており、1号墳丘墓に先行して築かれた2号墳丘墓とあわせ、鳥取県東部地域の弥生時代の墓制や社会構造などを探る上で極めて高い学術的価値をもつものである。



発掘調査時



整備状況

【選択】鳥取県の記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財

名称	所在地
きゅうひんはんとう 弓浜半島のトンド	米子市、境港市、南部町、伯耆町

＜選択理由＞ 弓浜半島を中心に、境港市、米子市、西伯郡の一部に広く分布するこの小正月の火祭り行事は、地域ごとにあるトンド講を主体とし、1年交代のトウヤが祭礼の執行にあたること、歳徳神を神輿や屋台に乗せ、あるいはトウヤが奉持して地域内を練り歩くことが大きな特色である。近代の国家神道関与以前の日本の古い祭祀形態を示し、また歳徳神信仰のあり方を考える上でも興味深く、記録作成等の措置を講ずべき貴重な無形民俗文化財である。



神幸行列（米子市和田）



神幸行列（米子市河崎）

【参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数 - () 内は今回の指定件数であり内数】

県内	県指定文化財	249 (2)	国指定文化財	116
	保護文化財	118 (1)	国宝・重要文化財	55
	建造物	21 (1)	建造物	17
	史跡	19 (1)	史跡	31

	県指定文化財	県保護文化財		国指定文化財	国重要文化財	
大山町	6 (1)	4 (1)	建造物 2 (1)	11	8	建造物 3
		県史跡			国史跡	
岩美町	5 (1)	2 (1)		6	3	

県内	県選択無形民俗文化財	1 (1)	国選択無形民俗文化財	9
----	------------	-------	------------	---